

参考 1

小金井市公立保育園運営協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 市立保育園事業運営のサービス向上に資するため、小金井市公立保育園運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公立保育園における保育サービスの現状確認及び評価に関する事項
- (2) 保護者が求める保育事業（保育ニーズの確認等）に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、協議会の設置目的を達成するために検討が必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 小金井市公立五園連絡協議会が推薦する公立保育園在園児の保護者 10 人以内
- (2) 市職員 子ども家庭部長、保育課長、保育施策調整担当課長、公立保育園各園長

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 4 月から翌年 3 月までとし、再任を妨げない。ただし、年度途中で協議会が設置された場合の任期は、翌年度末までとする。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 協議会の委員長は、第 3 条第 1 号の中から選出された者及び子ども家庭部長の 2 人をもって充てる。

- 2 委員長は、共同で協議会を主宰する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、委員長が共同で招集する。

- 2 協議会の会議の運営については、委員長の間で協議して定める。

(意見聴取)

第 7 条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、子ども家庭部保育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年10月18日から施行する。

(平成30年4月に委嘱を受けた委員の任期の特例)

2 平成30年4月に委嘱を受けた委員の任期に対する第4条第1項の規定の適用については、同項中「翌々年3月までの2年」とあるのは、「翌々年6月までの2年3か月」とする。

付 則 (平成25年12月11日)

この要綱は、平成25年12月11日から施行する。

付 則 (平成27年4月21日要綱第48号)

この要綱は、平成27年4月21日から施行する。

付 則 (平成28年4月8日要綱第67号)

この要綱は、平成28年4月8日から施行する。

付 則 (令和2年6月9日要綱第104号)

この要綱は、令和2年6月9日から施行し、この要綱による改正後の付則第2項の規定は、令和2年3月31日から適用する。

付 則 (令和6年4月1日要綱第90号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則 (令和8年5月1日要綱第73号)

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。